

平成29年度 学校経営方針

桐生市立桜木中学校

1 学校教育目標

教育基本法第一条（教育の目的）及び学校教育法第四五条（目的）、第四六条（目標）に示されている教育の目標を踏まえ、県及び市の教育行政方針を受け、正しい判断力を持ち、積極的な生き方と豊かな心情を身に付けた、心身ともに健康な生徒を育成する。

- (1) 進んで学習する、創造力のある生徒
- (2) 正しい判断力をもつ、心豊かな生徒
- (3) すこやかな体を目指す、活力のある生徒

《創造力》常に課題をとらえ、進んで学習し、生活の向上に努力できる生徒

《心豊か》自他敬愛の心を持ち、わがままを抑え、規律と責任を重んじ、優れた判断力を持って、共同の生活を送ることができる生徒

《すこやかな体》健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣と運動を通じて体力の向上、心身の調和的発達を図り、希望を持って進んで働くことができる生徒

2 学校経営の方針

教育課程の趣旨を十分考慮し、学習指導要領の目標に向かって努力し、人間性豊かな活力ある生徒を育成し、保護者、地域住民に信頼される学校づくりを目指す。

- (1) 全職員の共通理解と参画意識のもとに、教育目標の達成を目指す。

※ 報告・連絡・相談の徹底と生徒の健康や安全など常に危機管理として「~だろう」から「~かもしれない」など最悪を想定し、慎重、すばやく、誠意を持って、組織で対応することを常に意識する。

- (2) 教育課程を軸とした、調和のとれた効率よい学校経営を推進する。

- (3) 学校教育目標達成に向けて学力向上、体力向上、生徒指導の充実を目指し、積極的に校区内小学校、地域社会等と連携し、生徒の健全育成を図る。

- (4) 自ら学び、自ら考える力の育成を図るため、基礎・基本の定着を図り、学力向上委員会、学力向上コーディネーターを中心に全教職員一体となって組織的に学力向上に取り組む。

- (5) 体力向上コーディネーターを中心に体育的行事や部活動の充実を図り、体力向上を図る。

- (6) 生徒指導体制を確立し、健全育成を図る。

- (7) 人権教育及び福祉活動の推進と指導の徹底を図る。

- (8) 特別支援教育の充実を図る。

※ 通常の学級に在籍する指導に配慮を要する生徒、特別な教育的支援を必要とする

生徒などへの理解と教育相談体制を充実させる。

(9) 職員の融和と連携を密にし、組織の活性化を図り、信頼と協力のもと指導実践に努める。

(10) 新学習指導要領への対応

3 本年度の努力点

(1) 分かる授業の実施及びT T指導等によるきめ細かな指導の充実と改善

・「はばたく群馬の指導プラン（県）」、「授業改善推進プラン（市）」による授業改善に努める。

・数学科、英語科等におけるT T指導を実施する。

・授業を公開し、相互の日常的な授業研究に役立てる。

※ 生徒の学習意欲や有能感を引き出す学習指導を推進するため、T T指導の工夫、少人数指導、発達段階に応じ、特別に支援が必要な生徒への理解と指導法の改善

※ 確かな学力を身につけさせるための授業改善を図る。全国学力・学習状況調査、C R Tなどの調査結果を活用し、生徒の実態をとらえ、分析し、全教職員で組織的な取組を推進する。

(2) 生徒指導の充実

・生活の規律を遵守させ、いじめ防止や非行防止に積極的に取り組み、未然防止・早期発見・早期解決に努める。

※ 生徒が安心して学べる学習環境、学校環境づくりを目指して学習規律、生活規律の徹底として、チャイム着席、授業と関係のないものは出さない、人が説明や発表をしている時はおしゃべりをしないで耳を傾けるなど、学校は何をするところか、ルールには意味があることを理解し、授業や生活規律の徹底を図る。また、問題行動を許さない姿勢や問題行動を起こす空間を作らない工夫などいじめのない良好な人間関係を育む。

※ いじめ防止対策推進法及び国、県、市におけるいじめ防止基本方針を受け、本校の基本方針を徹底し、取組を推進する。

※ 生徒がいじめ防止等の意識を高めたり、行動につなげるため、学校行事、生徒会活動、部活動などを活発化させ、「この学級、学年、部で学び、この仲間といてよかった」と思えるような自治能力を高める集団づくりを推進する。

(3) 徳育の向上をめざす道徳指導・教科科への充実・対応

・道徳の時間の確保と道徳資料の活用を図る。

- ・総合的な学習の時間、体験活動、学校行事等との関連を図る道徳教育に努める。
 - ・各種研修会への参加
- (4) 体育の授業、部活動、健康教育の充実を図り、健康・体力の向上を図る。
- ・基本的な生活習慣の確立による健康づくりや体力向上に向けた計画的な指導を行う。
 - ・あいさつや礼儀などの指導、心身の鍛練を通して、仲間意識の醸成を図る。
- (5) 4校連携活動の一層の充実と推進を図る
- ・校区内（幼稚園も含む）小学校、中学校、高等学校が連携し、いじめ防止対策、学力向上、体力向上などの視点を踏まえ、組織的な交流を推進する。
- (6) 進路指導の充実
- ・自分の将来に「夢」と「目標」を持たせ、自己理解に基づいて目標に向かって努力する生徒の育成に努める。
- (7) 読書指導の充実を図る全校一斉読書の実施
- ・月曜日から金曜日（水曜日を除く）の毎朝10分間、学級での朝読書を実施する。
- (8) 学校評価の活用と保護者、地域に信頼される学校づくりを行う。
- ・学校評価の実施結果を公表するとともに学校経営に活用する。
 - ・桜木中学校支援隊等、地域教育資源の開発と活用を図る。
- (9) 新学習指導要領に向けた研修会等への積極的な参加